

令和3年度 特定教育・保育施設の利用定員に係る申請状況について

1. 利用定員の設定 1件

(1) 認定こども園ゆりかご保育園【山手地区】 ※令和3年4月1日事業開始予定

・事業者の申請状況

ゆりかご保育園は、現在、利用定員60名の認可保育所として0歳児から5歳児までの児童を受入れ。

保育所型認定こども園の事業開始に伴い、1号認定に係る利用定員を5名増やし、65名の利用定員（1～3号）を設定。

※ ゆりかご保育園（認可保育所）⇒ 認定こども園ゆりかご保育園（保育所型）

区分	3号			2号			1号	合計	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3～5歳		
現在の認可定員	60								60
現在の利用定員	8	8	10	12	12	10		60	
H29 - R1 平均入所児童数 (入所待ち児童数含む) ※各年度3月1日時点	8.3	9.3	7.3	13.0	13.0	14.0		64.9	
事業者の申請	8	8	10	12	12	10	5	65	
利用定員増減	0	0	0	0	0	0	5	5	

2. 利用定員の変更(増加) 2件

(1) 認定こども園あかつき保育園【塩谷地区】

・事業者の申請状況

認定こども園あかつき保育園は、現在、利用定員25名の保育所型の認定こども園として0歳児から5歳児までの児童を受入れ。

1号認定の利用増が見込まれることから、1号認定に係る利用定員を10名増やし、利用定員(1～3号)を35名に変更。

区分	3号			2号			1号	合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3～5歳	
現在の認可定員	40							40
現在の利用定員	2	3	3	4	4	4	5	25
H29 - R1 平均入所児童数 (入所待ち児童数含む) ※各年度3月1日時点	4.3	6.0	3.3	5.3	5.7	7.7	8.3	40.6
事業者の申請	2	3	3	4	4	4	15	35
利用定員増減	0	0	0	0	0	0	10	10

(2) 小樽市奥沢保育所【南小樽地区】

・事業者の申請状況

奥沢保育所は、現在、利用定員75名の認可保育所として0歳児から5歳児までの児童を受入れ。

市立保育所においては、おおよそ3年ごとに保育需要の動向を見ながら定員の見直しを行っており、2号認定に係る利用定員を3名増やし、利用定員(2号、3号)を78名に変更。なお、3号認定に係る利用定員については、0歳児は2名増の12名、1・2歳児はスペースを理由に2名減の10名に見直し。

区分	3号			2号			1号	合計	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3～5歳		
現在の認可定員	75								75
現在の利用定員	10	13	13	13	13	13		75	
H29 - R1 平均入所児童数 (入所待ち児童数含む) ※各年度3月1日時点	11.3	13.7	14.0	13.0	14.3	11.7		78.0	
事業者の申請	12	12	12	14	14	14		78	
利用定員増減	2	▲1	▲1	1	1	1		3	

3. 利用定員の減少 4件

(1) 中央保育所【中央地区】

・事業者の申請状況

中央保育所は、現在、利用定員120名の認可保育所として0歳児から5歳児までの児童を受入れ。

市内出生数の減少により現行定員の児童数を確保することが困難であること、保育士確保が厳しい状況にあることから、2号認定に係る利用定員は2名増とするが、3号認定に係る利用定員は22名減とし、利用定員（2号、3号）を100名に減らす。

区分	3号			2号			1号	合計	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3~5歳		
現在の認可定員	120								120
現在の利用定員	18	29	21	18	17	17		120	
H29 - R1 平均入所児童数 (入所待ち児童数含む) ※各年度3月1日時点	20.3	21.0	22.0	20.7	21.3	22.7		128.0	
事業者の申請	8	19	19	18	18	18		100	
利用定員増減	▲ 10	▲ 10	▲ 2	0	1	1		▲ 20	

(2) 小樽藤幼稚園【山手地区】

・事業者の申請状況

小樽藤幼稚園は、現在、利用定員90名の幼稚園として3歳から5歳児までの児童を受入れ。

現在の利用児童数からの増加が見込めないことから、1号認定に係る利用定員を15名減とし、利用定員を75名に減らす。

区分	3号			2号			1号	合計	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3~5歳		
現在の認可定員	90								90
現在の利用定員							90	90	
H29 - R1 平均入所児童数 (入所待ち児童数含む) ※各年度3月1日時点							84.7	84.7	
事業者の申請							75	75	
利用定員増減							▲ 15	▲ 15	

(3) 小樽市手宮保育所【手宮地区】

・事業者の申請状況

手宮保育所は、現在、利用定員85名の認可保育所として0歳児から5歳児までの児童を受入れ。

市立保育所においては、おおよそ3年ごとに保育需要の動向を見ながら定員の見直しを行っており、2号認定に係る利用定員を3名減、3号認定に係る利用定員を7名減とし、利用定員（2号、3号）を75名に減らす。

区分	3号			2号			1号	合計	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3~5歳		
現在の認可定員	85								85
現在の利用定員	10	15	15	15	15	15		85	
H29 - R1 平均入所児童数 (入所待ち児童数含む) ※各年度3月1日時点	8.0	12.0	10.0	15.0	12.0	11.7		68.7	
事業者の申請	9	12	12	14	14	14		75	
利用定員増減	▲ 1	▲ 3	▲ 3	▲ 1	▲ 1	▲ 1		▲ 10	

(4) 小樽市赤岩保育所【高島地区】

・事業者の申請状況

赤岩保育所は、現在、利用定員100名の認可保育所として0歳児から5歳児までの児童を受入れ。

市立保育所においては、おおよそ3年ごとに保育需要の動向を見ながら定員の見直しを行っており、2号認定に係る利用定員を12名減、3号認定に係る利用定員を8名減とし、利用定員（2、3号）を80名に減らす。

区分	3号			2号			1号	合計	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	3~5歳		
現在の認可定員	100								100
現在の利用定員	12	14	17	19	19	19		100	
H29 - R1 平均入所児童数 (入所待ち児童数含む) ※各年度3月1日時点	7.3	11.7	12.7	15.0	15.0	15.3		77.0	
事業者の申請	9	13	13	15	15	15		80	
利用定員増減	▲ 3	▲ 1	▲ 4	▲ 4	▲ 4	▲ 4		▲ 20	

【子ども子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）】

(1) 利用定員の設定について

- 子ども・子育て支援法第 31 条第 1 項

第 27 条第 1 項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 子ども・子育て支援法第 31 条第 2 項

市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第 77 条第 1 項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

※第 77 条第 1 項の審議会 = 小樽市子ども・子育て会議

(2) 利用定員の変更(増加)について

- 子ども・子育て支援法第 32 条第 1 項

特定教育・保育施設の設置者は、利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、内閣府令で定めるところにより、当該特定教育・保育施設に係る第 27 条第 1 項の確認の変更を申請することができる。

(3) 利用定員の減少について

- 子ども・子育て支援法第 35 条第 2 項

特定教育・保育施設の設置者は、当該利用定員の減少をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その利用定員の減少の日の 3 月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

【用語説明】

- (1) 1号認定：保育を必要としない3歳以上の幼児
- (2) 2号認定：保育を必要とする3歳以上の幼児
- (3) 3号認定：保育を必要とする3歳未満の乳幼児
- (4) 認可定員：教育・保育施設の設置に当たり学校教育法、児童福祉法、認定こども園法により認可された定員
- (5) 利用定員：施設型給付費の単価の基準となるもので認可定員の範囲内で子ども・子育て支援法により小樽市が定める定員